

○稲城市企業誘致条例

令和8年3月30日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、稲城市（以下「市」という。）に企業の立地を促進するために必要な措置を講ずることにより、企業が地域に根ざす事業を営み、市民の雇用機会の拡大及び地域経済の活性化を図り、もってにぎわいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人又は個人（第5号に規定する事業用地提供者を除く。）をいう。
- (2) 事業所 企業がその事業の用に供するために必要な施設及びこれと一体的な利用に供される施設をいう。
- (3) 事業用地 事業所の敷地及び事業所の開設を目的に整備された土地をいう。
- (4) 奨励対象事業所 企業が次条に規定する奨励金の交付を受けるために市街化区域内に開設した事業所をいう。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に規定する営業許可又は届出が必要な事業所に該当するものを除く。）
- (5) 事業用地提供者 奨励対象事業所の事業用地を売却又は賃貸したものをいう。
- (6) 常用労働者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (7) 飲食店舗 第1号に規定する企業のうち、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業（以下「飲食店営業」という。）の許可を受けているものが開設した、飲食を可能とする店舗をいう。（店舗内に飲食を提供する場所を設ける場合に限る。）
- (8) 旅館・ホテル営業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定す

る旅館・ホテル営業の用に供する施設及び当該施設の敷地と一体的な利用ができる」と市長が認める付属施設をいう。

- (9) 投下固定資産総額 奨励対象事業所の開設を行うために必要な地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する固定資産の取得費用(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。)の合計額をいう。

(奨励金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、市民生活との調和を図りながら、活力あるまちづくりに寄与するものであると認める企業及び事業用地提供者(以下「企業等」という。)に対し、企業誘致に係る奨励措置として、奨励金を交付することができる。

- 2 奨励金の種類、交付対象及び交付要件は、別表に定めるとおりとする。
- 3 企業等は、別表に掲げる奨励金のうち、いずれか一種類の奨励金に限り交付を受けることができる。
- 4 奨励金の額及び交付に関する基準は、規則で定める。

(欠格事由)

第4条 次のいずれかに該当する企業等は、奨励金の交付を受けることができない。

- (1) 国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を滞納している企業等
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長する、又は暴力団の運営に資する活動を行う企業等
- (3) 現に重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をした企業等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が奨励金の交付を受ける企業等として適当でないと認めるもの

(加算金)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金(別表に規定する用地確保奨励金を除く。)の初回の交付時に限り、予算の範囲内において、当該奨励金に追加して加算金を交付することができる。

- (1) 市内に住所を有する者を奨励対象事業所において新たに常用労働者として雇

用した場合（当該雇用期間が1年以上の者に限る。）

(2) 奨励対象事業所の新設にあたり次のいずれかに該当する場合

ア 市内に本店を有する工事請負業者（事業所の中核となる家屋を建設する建設業を営む者をいう。イにおいて同じ。）と工事請負契約を締結した場合

イ 市内に本店を有しない工事請負業者と工事請負契約を締結した場合において、当該工事の一次下請業者（工事請負業者から直接に建設工事の全部又は一部を請け負った事業者をいう。）が市内に本店を有する場合であって、かつ、当該下請契約の金額が、当該新設に係る総工事費に規則で定める率を乗じて得た金額以上である場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこの条例の目的を達成するため特に必要と認める場合

2 加算金の交付額は、規則に規定する奨励金の額を超えない範囲内において、規則で定めるところにより決定する。

3 前2項に規定するもののほか、加算金の交付について必要な事項は、規則で定める。

（交付決定等）

第6条 奨励金及び加算金（以下「奨励金等」という。）の交付を受けようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金等の交付の決定を行うものとする。

3 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要と認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

（適用除外）

第7条 この条例に基づく奨励金等は、市内にある事業所を市内の別の事業用地に移転した企業に対しては、交付しないものとする。ただし、事業所の移転前にこの条例に基づく奨励金等の交付の要件を満たし、前条第2項に規定する交付決定（次条において「交付決定」という。）を受けた企業を除く。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定を受けた企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認

めたときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 規則に定める交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第6条第3項の規定により交付の決定に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金等を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(地位の承継)

第9条 奨励金等の交付を受けた企業等から奨励対象事業所又は事業用地の譲渡を受けた企業等は、当該奨励金等の交付を受けた事業を継続する場合又は当該奨励金の交付に係る事業用地を引き続き賃貸する場合に限り、奨励金等の交付を受ける企業等としての地位を承継することができるものとする。

- 2 前項の規定により地位を承継しようとする企業等は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(奨励金等の返還)

第10条 第8条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消された企業等又は規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖若しくは事業内容を変更した企業は、規則で定めるところにより、既に交付した奨励金等の全部又は一部を返還しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖又は事業内容を変更したことにより奨励金等を返還させるときは、前条の規定により地位を承継した企業及び同条の規定により地位を譲渡した企業の双方に返還を求めるものとする。

- 3 市長は、奨励金等の交付を受けた企業が、奨励金等の交付が終了した後に奨励対象事業所を他の企業に譲渡し、譲渡を受けた企業が規則で定める期間内に奨励対象事業所を閉鎖若しくは事業内容を変更したときは、奨励対象事業所を譲渡した企業に対して奨励金等の返還を求めるものとする。

- 4 市長は、前3項の規定により奨励金等を返還させようとするときは、当該奨励金等の交付を受けた企業等に対し、その理由を示すものとする。

(報告等)

第11条 市長は、奨励金等の交付を受けた企業等に対し、必要と認める事項について報告を求め、書面を提出させ、又は実地に調査することができる。

(企業等の責務)

第12条 奨励金等の交付を受けた企業等は、地域経済の担い手としての認識を持ち、市民生活及び周辺環境との調和を図りながら、この条例の目的達成のために尽力するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日以後に事業所又は事業用地を取得又は賃借若しくは賃貸した企業等について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の稲城市企業誘致条例第5条の規定により指定企業の指定を受けた企業については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

奨励金の種類	交付対象	交付要件
(1) 一般奨励金	新たに事業用地を購入又は賃借し、当該事業用地に事業所を建築して、当該事業用地の購入契約日又は賃借契約日から起算して3年以内に事業を開始する企業	常用労働者数が10人以上かつ事業用地の面積が200㎡以上又は投下固定資産総額が1億円以上であること。
(2) 飲食店舗誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した事業用地に飲食店舗を建築して飲食店営業を開始する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であること。
(3) 旅館・ホテル営業誘致奨励金	自己の所有する又は賃借した建物で旅館・ホテル営業を開始する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
(4) 飲食店舗賃貸奨励金	自己の所有する建物を飲食店舗として事業者に賃貸する企業	店舗の延床面積が35㎡以上であることかつ事業者が1年以上事業を継続する意思を有すること。
(5) 旅館・ホテル施設賃貸奨励金	自己の所有する建物を旅館・ホテル営業の用として事業者に賃貸する企業	客室数が25室以上かつ客室面積が1室当たり19㎡以上あること。
(6) 用地確保奨励金	事業用地提供者	事業用地として売却又は賃貸するための土地を所有すること。